## 商品概要説明書

住宅ローン (借換応援型)

(2023年1月10日現在)

商品名	住宅ローン(借換応援型)			
ご利用いただける方	○当 J Aの組合員の方。			
	○お借入時の年齢が満 20 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。			
	なお、最終償還時の年齢が満80歳以上の場合でも、ご本人と同居または同			
	居予定の 20 歳以上の子供を連帯債務者とすることによりお借入れが可能 となります。			
	○原則として、前年度税込年収が350万円以上ある方。ただし、自営業者の			
	方は、過去3か年の各年の所得金額(税引前所得)が350万円以上、かつ			
	当JAが定める条件を満たしている方。なお、同居される配偶者の方を連			
	帯債務者とし所得合算される場合は、ご本人もしくは配偶者の方どちらか 一方の所得が 250 万円以上であり、合算後の所得が 350 万円以上である方。			
	一方の所待が 250 万円以上であり、			
	○原則として、動机 (よたは音楽) 中級が3 中以上の力。   ○団体信用生命共済に加入できる方。			
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。			
	○その他当JAが定める条件を満たしている方。			
	○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。			
資金使途	○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対			
	象とし、次のいずれかに該当する場合とします。			
	①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金(借換対象住宅			
	にかかる既往リフォーム資金の借換も含む)とお借換えに伴う諸費用。			
1	②お借換えとあわせた増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。			
	○10 万円以上 10,000 万円以内とし、1 万円単位とします。			
借入金額	ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税			
	引前所得)に対する割合が当JAの定める範囲内、所要金額の範囲内とし			
	ます。			
	なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当J			
	Aの融資窓口へお問い合わせください。			
借入利率	<ul><li>○3年以上40年以内とし、1か月単位とします。ただし、原則として現在他</li></ul>			
	金融機関からお借入中の住宅資金の残存期間内とします。			
	なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当 J			
	Aの融資窓口へお問い合せください。			
	○次のいずれかよりご選択いただけます。			
	【固定変動選択型】			
	当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・10年)または変動金利をご			

選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なりま す。 お借入時の利率は、毎月決定し、当JAの店頭でお知らせいたします。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選 択することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の 範囲内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性が あります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申 出がない場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプラ イムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から 適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および9月1日) 以降、次回基準日までに基準金利(住宅ローンプライムレート)が年0.5% 以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用利率を見直しさせていただ きます。また、手数料定率型住宅ローンをご利用中で、見直しにより適用 利率が年 0.40%未満となる場合には、お借入利率を年 0.40%といたしま す。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプラ イムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌 日より適用利率を変更いたします。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合 わせください。 ○元金均等返済(毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法) もしくは元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方 法)とし、毎月返済方式、年2回返済方式(専業農業者の方に限ります。)、 返済方法 特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済 する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、 10万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。 ○ご融資対象物件(建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方としま す。) に第一順位の抵当権を設定登記させていただきます。 ○借地上の建物などの場合には、当JAが指定する保証機関所定の審査基準 担保 により、建物に時価相当額かつ原則として全額償還まで火災共済(保険) にご加入のうえ、火災共済(保険)金請求権に第1順位の質権を設定させ ていただくことがございます。 ○当JAが指定する保証機関(岡山県農業信用基金協会または岡山県農協信 用保証センター)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は 保証人 不要です。 ○ 一律保証料と定率保証料をお支払いいただきます。 保証料 ○ 一律保証料として30,000円、ご融資時にお支払いいただきます。 ○ 定率保証料は、一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。

	) )	/	· / - III	6 A 3 3 3 3 1		/		
	なお、保証機関(岡山県農業信用基金協会または岡山県農協信用保証セン							
	ター)により保証料が異なります。							
	①一括払い							
	ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。							
	保証料率は、年 0.11%~年 0.22%です。							
	【お借入額1,000万円あたりの一括支払保証料(岡山県農業信用基金協会)】							
	(お借入利率年 1.00%、保証料年 0.12%の場合)							
	お借入期間	10年	20年	25 年	30年	<u> </u>		
	保証料 (円)	85, 596	132, 341	152, 996	172, 077			
	②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、金利組込方式も選択でき、保証料はご融資利率に含まれます (JAが保証機関へ支払います)。							
							0	
	保証料率は年(	0.11%~年 0	. 22%です。	)				
	○当JA所定の3₹	重類の団体作	言用生命共	済のいずれ	しかにご加え	 入いただ	きま	
	す。							
	なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共							
	済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。							
団体信用生命共済	団体信用生命共済名     加算利率							
	団体信用生命共済(特約なし) なし							
	長期継続入院特約付団体信用生命共済 年0.1%							
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済 年0.1%							
	○ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあた							
9 大疾病補償保険	っては借入利率に以下の利率が加算されます。							
	年0.2%							
	○ご融資の際、当JAに対して 5,500~33,000 円の事務手数料(消費税等含							
	む。)が必要です。							
	手数料定率型住宅ローンをご利用される場合には、上記事務手数料とは別							
	に、お借入金に 1.1%を乗じた事務手数料 (消費税等含む。) が必要です。							
	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合							
	は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。							
手数料	①全額繰上返済の場合…							
	償還金額 100 万円未満:1,100 円							
	償還金額 100 万円以上 500 万円未満: 3,300 円							
	償還金額 500 万円以上 1,000 万円未満:11,000 円							
	償還金額 1,000 万円以上:33,000 円							
	②一部繰上返済の場合…							
	償還金額 100 万円未満:1,100 円							
	償還金額 100 万円以上 500 万円未満: 3,300 円							

	償還金額 500 万円以上 1,000 万円未満:11,000 円				
	償還金額 1,000 万円以上:33,000 円				
	(JAネットバンクによる一部繰上返済の場合は無料)				
	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 11,000				
	円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。				
	○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合の手数料は無料で   、				
	す。				
苦情処理措置および	○苦情処理措置				
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当				
	J A本支店 (所) またはコンプライアンス対策室(電話: 086-476-1831)にお				
	申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備				
	し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。				
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付け				
	ております。				
紛争解決措置の内容 	○紛争解決措置				
	   外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用で				
	   きます。上記当JAコンプライアンス対策室またはJAバンク相談所にお				
	申し出ください。				
	バンク相談所にお申し出ください。)				
その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所				
	定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いか				
	ねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。				
	○印紙税・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要と				
	なります。				
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお				
	問い合わせください。				

JA晴れの国岡山